

京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第2条第2項第1号キの規定により、以下の建築物を平成29年3月10日付けで同条例の対象建築物として指定しましたので、公告します。

平成29年3月16日

京都市長 門川 大作

1 建築物の名称

旧美濃幸

2 建築物の所在地

京都市東山区八坂鳥居前南入清井町480番

3 建築物の概要

- |          |             |
|----------|-------------|
| (1) 建築年代 | 大正後期から昭和初期頃 |
| (2) 構造   | 木造          |
| (3) 階数   | 地上2階        |

(都市計画局建築指導部建築指導課)